

群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会規程

平成18.4.1 制定
改正 平成19.4.1 平成25.4.1
平成26.4.1 令和4.6.1
令和8.4.22

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学総合情報メディアセンター規則第8条第2項の規定に基づき、群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(業 務)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営に関する基本的事項
- (2) センターの教育と研究の具体的方策に関すること。
- (3) 前各号に掲げる事項に係る点検・評価及び改善に関すること。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) センターにおける情報環境整備に関すること
- (2) センターにおける情報システムの一元化・集中化に関すること。
- (3) センターに情報セキュリティ対策基本計画に関すること。
- (4) センターにおける情報セキュリティポリシーの遵守状況の調査と周知徹底に関すること。
- (5) センターにおけるリスク管理及び非常時行動計画の策定及び実施に関すること。
- (6) センターにおける情報セキュリティインシデントの再発防止策の策定及び実施に関すること。
- (7) センターにおける部局技術担当者向け教育の計画と企画に関すること。

(組 織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 図書館部門長及び情報基盤部門長
- (4) 中央図書館長，医学図書館長及び理工学図書館長
- (5) 荒牧地区情報システム運用委員会委員長
- (6) 昭和地区情報システム運用委員会委員長
- (7) 桐生・太田地区情報システム運用委員会委員長
- (8) 医学部附属病院情報システム運用委員会委員長
- (9) センターの主担当を命ぜられた教授
- (10) 研究推進部総合情報メディアセンター課長

(11) センター長が指名する者 若干人

(任 期)

第4条 前条第11号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、前任者の残任期間が1年に満たない場合は、当該残任期間に1年を加えた期間とする。

(委 員 長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 運営委員会は、原則として毎月1回開催する。

4 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要に応じて臨時に運営委員会を開催することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(地区小委員会)

第8条 委員会に、昭和地区及び桐生地区における具体的事項を検討させるため、それぞれ地区小委員会を置く。

2 地区小委員会については、別に定める。

(事 務)

第9条 運営委員会の事務は、研究推進部総合情報メディアセンター課において処理する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 群馬大学総合情報メディアセンター図書館運営委員会規程（平成17年4月1日制定）及び群馬大学総合情報メディアセンター情報基盤部門運営委員会規程（平成17年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月22日から施行する。